

国立大学法人東京外国語大学建学 150周年基金募金室設置要項

〔平成25年12月10日〕
規 則 第58号

改正 平成27年 3月24日規則第57号

令和元年10月15日規則第98号

(趣 旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学に、東京外国語大学建学150周年基金募金室（以下「募金室」という。）を置く。

(任 務)

第2条 募金室は、東京外国語大学建学150周年基金に係る次に掲げる事項を行うことを任務とする。

- (1) 募金活動の企画立案に関すること。
- (2) 募金活動の具体的な実施に関すること。
- (3) 寄附金の執行計画の策定に関すること。
- (4) 寄附者への謝意並びに継続的關係維持に関わる業務に関すること。
- (5) その他募金に関すること。

(組 織)

第3条 募金室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 学長が指名する学長特命補佐
- (5) 総務企画部長
- (6) その他学長が指名する者

(室 長)

第4条 募金室に室長を置き、学長をもって充てる。

- 2 室長は、募金室の任務を総括する。
- 3 募金室に副室長を置き、副室長は委員のうちから、室長が指名する。
- 4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第5条 募金室の庶務は、総務企画課が関係課等の協力を得て処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、募金室に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月15日から施行する。